

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（643））
2. 日 時：平成30年2月5日 13時30分～15時05分
3. 場 所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

高木安全審査官、正岡安全審査官、関根技術研究調査官、郡安技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他5名

東北電力株式会社：原子力部（原子力業務） 副長 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備計画グループ 副長 他1名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 保修計画課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 安全総括室 担当 他2名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、1月31日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請のうち、使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないこと等について、説明があった。

- (2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書】

○未臨界性評価の条件として、燃料の状態（チャンネルボックスの有無）の妥当性を説明すること。

【燃料体等又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書】

○燃料把握機の構造でどこに荷重を受け、荷重がどのように伝わっているのか説明すること。

○イコライザハンガのストッパ機構について、構造の詳細を説明すること。また、ワイヤのどこか一箇所が切れても落下しないことを説明すること。

○イコライザハンガのストッパ機構について、実験等で実証されたものか確認すること。

○新燃料の取扱いも含めて回答すること。

【使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書】

○解析コードの説明書について説明すること、他の資料も同様。

- (3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 燃料体又は重量物の落下による使用済燃料貯蔵槽内の燃料体等の破損の防止及び使用済燃料貯蔵槽の機能喪失の防止に関する説明書
- ・ 使用済燃料貯蔵槽の冷却能力に関する説明書
- ・ 東海第二発電所 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書に係る補足説明資料